

第2回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年4月21日（月）15時30分～16時00分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積等促進計画書案について
報告事項(1) 農地改良届出書の提出について
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 28名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 澤口紀子
農地係長 大道学
主任 長代美穂

第 2 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
15:30 開会 事務局長	ただ今から、第2回久慈市農業委員会議を開会いたします。開会にあたりまして、田村会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。14番上村委員、石羽根推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、田村会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会規則第10条に規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは、議事録署名委員には、3番鹿糠勢津子委員、4番木村委員を書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。よろしく申し上げます。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議案に供します。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可について、付議番号1から7までご説明いたします。 今回申請のあった土地ですが、土地の表示は記載の通りです。 譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。これまでも譲受人が貸借により、牧草を栽培していましたが、今後も引き続き耕作するために、今回正式に申請するものとなっております。取引内容は使用貸借、賃貸借となっております。事務局の説明は以上となります。
会長	第1号議案ですが、1から7までと付議番号が多いので、ここで一旦、現地調査員からの説明をお願いいたします。安堵城委員お願いします。
安堵城委員	農地法第3条の申請について、農地の確認をして参りましたので報告いたします。4月14日月曜日、上村委員と私、事務局3名で現地を調査して参りました。場所は〇〇小学校付近から、国道〇号、〇〇付近より〇〇沿いを点々としておりました。デントコーン畑として綺麗に管理されておりました。付議番号1から7まで何ら問題ないものとして見て参りました。

	発言主旨
	ご審議をお願いいたします。
会長	説明が終わりましたので、質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	これまでも農地を借りて、デントコーンを作ってきたという説明でありましたが、申請者がどのような農業経営をなさっているのかお聞かせください。
会長	事務局お願いします。
長代主任	確認をするのでお時間をいただきたいです。
会長	現地調査員おわかりになりますか。
安堵城委員	経営状況は農業となっておりますが畜産です。短角牛の繁殖、飼育、和牛繁殖です。
会長	他に質問はありませんか。 (鹿糠勇委員 挙手)
鹿糠勇委員	賃貸借と使用貸借、どのような違いがあるのですか。 賃貸借の場合、何年、いくらでの賃貸借かをもう一度お願いします。
長代主任	使用貸借の方は料金が関係しないものになります。賃貸借の方は、契約して毎年賃貸料を払うということですが、1件目は、年間〇〇円で契約をしているということですが、2件目は年間〇〇円、3件目は年間〇〇円で契約をすると聞いております。以上です。
会長	よろしいでしょうか。ここで、1番から7番までの採決をしたいと思いますが、意見がないものとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議ないようですので第1号の1番から7番は、原案通り決めます。続きまして1号議案、付議番号8番、9番の説明を願います。事務局お願いします。

	発言主旨
長代主任	付議番号8番になります。土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りとなっております。譲渡人が高齢のため、息子である譲受人へ贈与するものとなります。譲受人ですが、居住地は県外となっておりますが、主たる職業である自営業の合間に畑に来て耕作をする予定であるということ、また10年以上の農作業経験があり、かぼちゃ、ミニトマトなどの野菜を耕作する予定である旨の申請を受けております。次に、付議番号9番譲渡人、譲受人は記載の通りとなっております。子から親への贈与という形になってはいますが、主に田んぼの管理耕作をしているのが、父であることから、贈与する旨の申請を受けております。以上になります。
会長	事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明に関して、現地調査員からの報告願います。大鹿糠委員願います。
大鹿糠委員	調査日は4月15日、調査員は、大上推進委員と事務局2名、私、今回は前局長にもご同行いただき、5名での調査となりました。 付議番号8番ですが、場所は〇〇インターを〇〇方面に向かってすぐ右手側の方に位置します。現地の状況ですけれども、隣の敷地を通らせてもらい、行くような場所で、周りは松林になっていましたが、その箇所だけは管理してきたのだろうと見てとれました。高齢のために親から子への贈与ということですので、問題ないものとして見て参りました。 付議番号9番ですが、場所は〇〇学校裏の農道を〇〇方面に行きまして、ちょうど〇〇会社があるあたりになります。現地の状況について、4筆になってはいますが、実際1枚田になっていて、去年は休んだようですが、一昨年まで耕作しているのを確認しております。去年も、草の管理でロータリーを何回かかけているのも確認して参りまして、農地の状況としては、問題ないものとして見て参りました。ご審議の方願います。
会長	事務現地調査委員の報告が終わりました。質疑を許します。 （「なし」の声） なしという声がありますけれども、意見がないものとして決してよろしいですか。 （「異議なし」の声） それでは、異議がないようですので、第1号の付議番号8番、9番を原案の通り決めます。それでは続きまして、議案第2号農地法の適用外証明についてを説明願います。事務局願います。

	発言主旨
長代主任	<p>議案第2号農地法の適用外証明願についてに入ります。付議番号1番、地目は田ですが、現況は宅地のようになっております。土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和54年に隣接する宅地及び、そこに建っていた住居とともに相続をし、今回申請の部分についても、隣接する宅地と同様に、農地法の許可をすでに得ているものと思っていて、建設し今に至るという状況です。申請地については、半分の面積に物置が立っていて、残りの半分を庭として使用していたと聞いております。以上の状況から、適用外証明を申請するものであります。</p> <p>付議番号2、地目は田ですが、現況は砂利が引かれており、雑種地となっております。土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和56年頃に申請者の父親が隣接地へ住宅を建築した際に、申請地を作業場や材料置き場、駐車場として利用するため、大量に砂利を投入して使っていたとのことです。その後、願出人が相続したということですが、すでに農地復旧が困難な状況であり、また農地法等について認識が不足していたことにより、地目変更は行われることなく、今に至っているという状況です。以上で事務局からの説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に現地調査員からの報告を願います。大上推進委員お願いします。
大上推進委員	<p>4月15日事務局2名、前局長、大鹿糠委員と私の計5名で現地を見て参りました。付議番号1番、〇〇町、場所は〇〇インターの200mぐらい手前の場所にあります。先ほど事務局の説明にもあったとおり、家の裏側に位置する場所です。面積も90㎡と非常に狭いことも鑑み、今後農地として活用するのは、ちょっと不向きかなというふうに見て参りました。</p> <p>付議番号2番ですが、現況としましては砂利が敷かれており、かなり地面が硬くなっておりました。明らかに農地として活用するのは不可能だと見て参りました。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>現地調査員の報告が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なしという声があります。それでは、質疑を打ち切り採決します。第2号議案について原案の通り決することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号は原案の通り決します。続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画書案について、事務局の説明を願います。</p>

	発言主旨
係長	農用地利用集積促進と計画案でございます。〇〇町となっております。ここは前年度、遊休農地解消事業で皆さまに取り組んでいただいたところでございます。以上でございます。
会長	<p>第3号議案の、説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>なしという声がございますので、議案3号は、原案の通り決めます。続きまして、報告事項の方に入らせていただきます。農地改良等届出書の提出について、事務局の説明を願います。</p> <p>報告事項（1）になります。農地改良等届出書の提出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>【農地改良等届出書の報告】</p> <p>説明は以上になります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしとのいう声ございました。続きまして、報告事項（2）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についての説明をお願いします。</p>
長代主任	報告事項（2）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告いたします。土地の表示、届出人は、記載の通りとなっております。全部で10件あり、届出事由はすべて相続によるものとなっております。以上で、事務局からの説明を終わります。
会長	続きまして会務報告、事務局長をお願いします。
事務局長	（会務報告：3月26日～4月21日）
会長	<p>その他ございませんでしょうか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ないようでありますので、以上をもちまして、本日の農業委員会議を終了いたします。</p>
16時00分閉会	